

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる事務を、寒川町教育委員会に委任する。 (1)～(3) (略) (加える) ～略～	～略～ (委任事務) 第2条 町長は、次に掲げる事務を、寒川町教育委員会に委任する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 学校給食費の徴収、減免及び還付並びにこれらに関連する事務に関すること。</u> <u>(5) 寒川学校給食センターの使用料の減免及び還付並びにこれらに関連する事務に関すること。</u> ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、第2条に2号を加える改正規定(第5号に係る部分に限る。)は、令和6年7月1日から施行する。</u>